

## 生活支障・生活ニーズ把握と生活支援

東松島市浸水地域の全世帯を社会福祉士及びケアマネジャーが訪問し、健康・介護・福祉・法律等の生活支障・生活ニーズを把握して総合相談支援をおこないます。

必要に応じ、宮城県社会福祉士会、宮城県ケアマネジャー協会、仙台弁護士会、法テラス、宮城県サポートセンター支援事務所が協同して対応します。

### 内 容

- 1 訪問しての生活の支障，ニーズを把握する。
- 2 必要に応じて生活支援（介護，生活，法律）の実施及び，関係機関との連絡調整をする。
- 3 ニーズ集計・実態把握をし，報告書を作成する。
- 4 弁護士，法テラスの巡回相談会へ繋げる。
- 5 データは，東松島市サポートセンターに集約する。

### 事業概要

- 1 調査件数 1, 600件
- 2 期間 平成24年1月18日～3月下旬（約2か月）  
（第2第4土日を除く）
- 3 事業実施主体 宮城県社会福祉士会
- 4 調査担当者 社会福祉士（宮城県社会福祉士会）  
介護支援専門員（宮城県ケアマネジャー協会）
- 5 1日あたりの人数 概ね4人（1日8件，記録含む）
- 6 1日あたりの件数 概ね32件（4人×8件）

### 支援の流れ

9時	集合	東松島市矢本中央被災者サポートセンター
	打合せ	地域選定，引継事項確認など
	ニーズ把握	相乗りで移動
	総合相談支援	昼食随時
15時頃	戻り	必要に応じて引継
	記録，対応	記録整理，データ入力，
16時頃	解散	